

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第三十三号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

目次

第一章 関係条例の一部改正（第一条―第七条）

第二章 経過措置（第八条―第十四条）

付則

第一章 関係条例の一部改正

（東京都北区個人情報情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第一条 東京都北区個人情報情報の保護に関する法律施行条例（令和五年三月東京都北区条例第三号）の一部を次のように改正する。

付則第三条第三項及び第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例の一部改正）

第二条 東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和五年三月東京都北区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五十条から第五十二条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第三条 職員の分限に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第四条 職員の給与に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第三号及び第四号並びに第三十一条の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第五条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三号及び第四号並びに第二十九条第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第六条 職員の退職手当に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号及び第五項第二号、第十八条の見出し及び同条第一項第一号、第十九条第一項第一号並びに第二十一条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（東京都北区プールに関する条例の一部改正）

第七条 東京都北区プールに関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二章 経過措置

（罰則の適用等に関する経過措置）

第八条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。）以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。）以下この項において同じ。）、旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第九条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（職員の分限に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十条 懲役に処せられた者であつて、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百四十三条第一項の規定により拘禁刑に処せられた者とみなされたものについては、第三条の規定による改正後の職員の分限に関する条例第八条第一項の規定は、適用しない。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第四条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第三十一条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第六条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十七条第一項及び第五項、第十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第二十一条第三項及び第四項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（経過措置の規則への委任）

第十四条 この章に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、東京都北区規則及び東京都北区教育委員会規則で定める。この場合において、第四条及び第五条の規定の施行に伴う経過措置を定めようとするときは、あらかじめ特別区人事委員会の承認を得るものとする。

付
則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

東京都北区役所構内駐車場使用条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第三十四号

東京都北区役所構内駐車場使用条例の一部を改正する条例

東京都北区役所構内駐車場使用条例（平成五年三月東京都北区条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表その他の項中「一五〇円」を「二〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区北とぴあ条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第三十五号

東京都北区北とぴあ条例の一部を改正する条例

東京都北区北とぴあ条例（平成元年九月東京都北区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の部さくらホールの項及びつつじホールの項を次のように改める。

さくらホール	八四、五〇〇円	一〇一、四二〇円	一四七、八四〇円	一七七、三四〇円	一九〇、三二〇円	二二八、三二〇円	三八〇、四〇〇円	四五六、四二〇円
つつじホール	一八、一四〇円	二一、七〇〇円	三一、八〇〇円	三八、一二〇円	四〇、九六〇円	四九、〇八〇円	八一、八〇〇円	九八、〇八〇円

別表第一の一の部ドームホールの項中「一二、八四〇円」を「一七、一〇〇円」に、「一五、四二〇円」を「二〇、五二〇円」に、「三三、八〇〇円」を「三八、〇六〇円」に、「四〇、六〇〇円」を「四五、七〇〇円」に改め、同部さくらホールリハーサル室の項及びつつじホールリハーサル室の項を次のように改める。

さくらホール リハーサル室	二、七〇〇円	四、九二〇円	六、四〇〇円	一四、〇二〇円
つつじホール リハーサル室	一、九六〇円	三、六八〇円	四、八〇〇円	一〇、四四〇円

別表第一の一の部さくらホール第一楽屋の項からつつじホールシャワー室の項までを次のように改める。

さくらホール第一楽屋		二四〇円		七二〇円		七二〇円		二、一六〇円
さくらホール第二楽屋		二四〇円		四八〇円		七二〇円		一、四四〇円
さくらホール第三楽屋		二四〇円		四八〇円		八六〇円		一、五八〇円
さくらホール第四楽屋		二四〇円		四八〇円		七二〇円		一、四四〇円
さくらホール第五楽屋		二四〇円		四八〇円		七二〇円		一、四四〇円
さくらホール第六楽屋		七二〇円	一、二二〇円	一、七二〇円		三、六六〇円		
さくらホール第七楽屋		七二〇円	一、四六〇円	一、七二〇円		三、九〇〇円		
さくらホール 男子シャワー室		七二〇円	七二〇円	七二〇円		二、一六〇円		
さくらホール 女子シャワー室		七二〇円	七二〇円	七二〇円		二、一六〇円		
つつじホール第一楽屋		二四〇円	四八〇円	七二〇円		一、四四〇円		
つつじホール第二楽屋		二四〇円	四八〇円	七二〇円		一、四四〇円		
つつじホール第三楽屋		二四〇円	四八〇円	七二〇円		一、四四〇円		
つつじホール第四楽屋	一、一〇〇円		九六〇円	二、六八〇円		五、七四〇円		
つつじホール 第四楽屋A（分割使用）		六〇〇円	九八〇円	一、三四〇円		二、九二〇円		
つつじホール 第四楽屋B（分割使用）		六〇〇円	九八〇円	一、三四〇円		二、九二〇円		
つつじホール		七二〇円	七二〇円	七二〇円		二、一六〇円		

シャワー室

別表第一の一の部展示ホールの項から展示ホールE（分割使用）の項までを次のように改める。

展示ホール	一六、四四〇円	二八、九六〇円	三七、〇〇〇円	八二、四〇〇円
展示ホールA（分割使用）	二、四八〇円	四、五四〇円	五、七二〇円	一二、七四〇円
展示ホールB（分割使用）	二、六〇〇円	四、五四〇円	五、八四〇円	一二、九八〇円
展示ホールC（分割使用）	三、四二〇円	五、九二〇円	七、五八〇円	一六、九二〇円
展示ホールD（分割使用）	五、〇八〇円	八、八八〇円	一一、三八〇円	二五、三四〇円
展示ホールE（分割使用）	二、八六〇円	五、〇八〇円	六、四八〇円	一四、四二〇円

別表第一の一の部茶室の項から第二和室西の間（分割使用）の項までを次のように改める。

茶室	二、五四〇円	四、六〇〇円	六、〇〇〇円	一三、一四〇円
第一和室	三、二八〇円	五、七六〇円	七、四〇〇円	一六、四四〇円
第一和室北の間（分割使用）	一、六四〇円	二、八八〇円	三、七〇〇円	八、二二〇円
第一和室南の間（分割使用）	一、六四〇円	二、八八〇円	三、七〇〇円	八、二二〇円
第二和室	一、八〇〇円	三、二八〇円	四、二四〇円	九、三二〇円

第二和室東の間（分割使用）		九〇〇円	一、六四〇円	二、一二〇円	四、六六〇円
第二和室西の間（分割使用）		九〇〇円	一、六四〇円	二、一二〇円	四、六六〇円

別表第一の二の部さくらホールの項及びつつじホールの項を次のように改める。

さくらホール	一〇一、四〇〇円	一二一、七〇〇円	一七七、四〇〇円	二一二、八〇〇円	二二八、三六〇円	二七三、九六〇円	四五六、四六〇円	五四七、六八〇円
つつじホール	二一、七四〇円	二六、〇二〇円	三八、一六〇円	四五、七四〇円	四九、一四〇円	五八、八八〇円	九八、一六〇円	一一七、六八〇円

別表第一の二の部ドームホールの項中「一九、二六〇円」を「二五、六四〇円」に、「二三、一二〇円」を「三〇、七八〇円」に、「五〇、七〇〇円」を「五七、〇八〇円」に、「六〇、八八〇円」を「六八、五四〇円」に改め、同部さくらホールリハーサル室の項及びつつじホールリハーサル室の項を次のように改める。

さくらホール リハーサル室	四、〇四〇円 (三、二四〇円)	七、三六〇円 (五、九〇〇円)	九、六〇〇円 (七、六八〇円)	二一、〇〇〇円 (一六、八二〇円)
つつじホール リハーサル室	二、九四〇円 (二、三四〇円)	五、五二〇円 (四、四〇〇円)	七、二〇〇円 (五、七六〇円)	一五、六六〇円 (一二、五〇〇円)

別表第一の二の部さくらホール第一楽屋の項からつつじホールシャワー室の項までを次のように改める。

さくらホール第一楽屋	二八〇円	八六〇円	一、〇二〇円	二、一六〇円
------------	------	------	--------	--------

さくらホール第二楽屋	二八〇円			五六〇円	八六〇円	一、七〇〇円
さくらホール第三楽屋	二八〇円			五六〇円		一、八六〇円
さくらホール第四楽屋	二八〇円			五六〇円		一、七〇〇円
さくらホール第五楽屋	二八〇円			五六〇円	八六〇円	一、七〇〇円
さくらホール第六楽屋	八六〇円		一、四六〇円	二、〇六〇円	四、三八〇円	
さくらホール第七楽屋	八六〇円		一、七四〇円	二、〇六〇円	四、六六〇円	
さくらホール 男子シャワー室	八六〇円		八六〇円	八六〇円	二、五八〇円	
さくらホール 女子シャワー室	八六〇円		八六〇円	八六〇円	二、五八〇円	
つつじホール第一楽屋	二八〇円		五六〇円	八六〇円	一、七〇〇円	
つつじホール第二楽屋	二八〇円		五六〇円	八六〇円	一、七〇〇円	
つつじホール第三楽屋	二八〇円		五六〇円	八六〇円	一、七〇〇円	
つつじホール第四楽屋	一、三二〇円		二、三四〇円	三、二〇〇円	六、八六〇円	
つつじホール 第四楽屋A（分割使用）	七二〇円		一、一六〇円	一、六〇〇円	三、四八〇円	
つつじホール 第四楽屋B（分割使用）	七二〇円		一、一六〇円	一、六〇〇円	三、四八〇円	
つつじホール シャワー室	八六〇円		八六〇円	八六〇円	二、五八〇円	

別表第一の二の部展示ホールの項から展示ホールE（分割使用）の項までを次のように改める。

展示ホール	二四、六八〇円	四三、四六〇円	五五、五二〇円	一二三、六六〇円
展示ホールA（分割使用）	三、七二〇円	六、八二〇円	八、五八〇円	一九、一二〇円
展示ホールB（分割使用）	三、九〇〇円	六、八二〇円	八、七六〇円	一九、四八〇円
展示ホールC（分割使用）	五、一四〇円	八、八八〇円	一一、三八〇円	二五、四〇〇円
展示ホールD（分割使用）	七、六二〇円	一三、三二〇円	一七、〇八〇円	三八、〇二〇円
展示ホールE（分割使用）	四、三〇〇円	七、六二〇円	九、七二〇円	二一、六四〇円

別表第一の二の部茶室の項から第二和室西の間（分割使用）の項までを次のように改める。

茶室	三、八二〇円	六、九〇〇円	九、〇〇〇円	一九、七二〇円
第一和室	四、九二〇円	八、六四〇円	一一、一二〇円	二四、六八〇円
第一和室北の間（分割使用）	二、四六〇円	四、三二〇円	五、五六〇円	一二、三四〇円
第一和室南の間（分割使用）	二、四六〇円	四、三二〇円	五、五六〇円	一二、三四〇円
第二和室	二、七二〇円	四、九二〇円	六、三六〇円	一四、〇〇〇円
第二和室東の間（分割使用）	一、三六〇円	二、四六〇円	三、一八〇円	七、〇〇〇円
第二和室西の間（分割使用）	一、三六〇円	二、四六〇円	三、一八〇円	七、〇〇〇円

別表第一備考六中「及び客席」を削り、同表備考十三を削る。

別表第二大型車両の項中「六〇〇円」を「七〇〇円」に改め、同表その他の項中「一五〇円」を「二〇〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区北とびあ条例別表第一の規定は、この条例の施行の日以後に承認する使用に係る使用料について適用し、同日前に承認した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都北区赤羽会館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十六号

東京都北区赤羽会館条例の一部を改正する条例

東京都北区赤羽会館条例（昭和三十六年七月東京都北区条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の部第一和室の項から小ホールの項までを次のように改める。

第一和室	二、七八〇円	四、九二〇円	六、五〇〇円	一四、二〇〇円
第二和室	一、八〇〇円	三、四六〇円	四、四四〇円	九、七〇〇円
第三和室	一、〇六〇円	一、九六〇円	二、四六〇円	五、四八〇円
第四和室	一、〇六〇円	一、九六〇円	二、四六〇円	五、四八〇円
第一集会室	一、三二〇円	二、四六〇円	三、〇八〇円	六、八六〇円
第二集会室	二、〇四〇円	三、七〇〇円	四、七二〇円	一〇、四六〇円
第三集会室	二、一六〇円	三、九〇〇円	五、〇四〇円	一一、一〇〇円
第四集会室	八二〇円	一、四四〇円	一、九四〇円	四、二〇〇円
第五集会室	八二〇円	一、四四〇円	一、九四〇円	四、二〇〇円
第六集会室	一、四四〇円	二、四六〇円	三、一八〇円	七、〇八〇円
第七集会室	一、四四〇円	二、四六〇円	三、一八〇円	七、〇八〇円
小ホール	四、〇〇〇円	七、二〇〇円	九、二四〇円	二〇、四四〇円

別表第一の二の部第一和室の項から小ホールの項までを次のように改める。

第一和室	四、一八〇円	七、三八〇円	九、七六〇円	二一、三二〇円
第二和室	二、七〇〇円	五、二〇〇円	六、六六〇円	一四、五六〇円
第三和室	一、六〇〇円	二、九四〇円	三、七〇〇円	八、二四〇円
第四和室	一、六〇〇円	二、九四〇円	三、七〇〇円	八、二四〇円
第一集会室	一、九八〇円	三、六九〇円	四、六二〇円	一〇、二九〇円
第二集会室	三、〇六〇円	五、五五〇円	七、〇八〇円	一五、六九〇円
第三集会室	三、二四〇円	五、八五〇円	七、五六〇円	一六、六五〇円
第四集会室	一、二三〇円	二、一六〇円	二、九一〇円	六、三〇〇円
第五集会室	一、二三〇円	二、一六〇円	二、九一〇円	六、三〇〇円
第六集会室	二、一六〇円	三、六九〇円	四、七七〇円	一〇、六二〇円
第七集会室	二、一六〇円	三、六九〇円	四、七七〇円	一〇、六二〇円
小ホール	六、〇〇〇円	一〇、八〇〇円	一三、八六〇円	三〇、六六〇円

別表第二中「一五〇円」を「二〇〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2

この条例による改正後の東京都北区赤羽会館条例別表第一の規定は、この条例の施行の日以後に承認する使用に係る使用料について適用し、同日前に承認した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都北区滝野川会館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十七号

東京都北区滝野川会館条例の一部を改正する条例

東京都北区滝野川会館条例（昭和三十七年十二月東京都北区条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一（第二条、第三条関係）

一 使用者が区民である場合

施設	区分				
		午前 （午前九時から午後 零時まで）	午後 （午後一時から午後 五時まで）	夜間 （午後六時から午後 十時まで）	全日 （午前九時から午後 十時まで）
三〇一集会室		二、一八〇円	三、九〇〇円	五、〇六〇円	一一、一四〇円
三〇二集会室		二、一八〇円	三、九〇〇円	五、〇六〇円	一一、一四〇円
三〇三集会室		二、八六〇円	五、〇六〇円	六、四六〇円	一四、三八〇円
三〇四集会室		二、五四〇円	四、八四〇円	五、九八〇円	一三、三六〇円
四〇一集会室		一、七二〇円	三、一〇〇円	四、一四〇円	八、九六〇円
四〇二集会室		九二〇円	一、六二〇円	二、〇六〇円	四、六〇〇円
四〇三集会室		一、四八〇円	二、五四〇円	三、四四〇円	七、四六〇円
四〇四和室		一、三二〇円	二、四六〇円	三、〇八〇円	六、八六〇円
四〇五和室		一、三二〇円	二、四六〇円	三、〇八〇円	六、八六〇円

二〇二リハーサル室	二〇一リハーサル室	大ホール	平日	二〇二音楽スタ	二〇一音楽スタ	幼児室	小ホール	四〇六和室	四〇五和室	四〇四和室	四〇三集会室	四〇二集会室	四〇一集会室
			休日曜日										
(一、二、六二〇四〇円)	(二、二、〇六〇〇円)	二時間につき 二、五八〇円		二八、一二〇円	二三、五二〇円	六六〇円	一一、四二〇円	六、七八〇円	一、九八〇円	一、九八〇円	二、二二〇円	一、三八〇円	二、五八〇円
(三、三、〇四八〇円)	(三、四、七二〇〇円)			五〇、〇四〇円	四一、七六〇円	一、三八〇円	二〇、三四〇円	一二、〇三〇円	三、六九〇円	三、六九〇円	三、八〇〇円	二、四二〇円	四、六四〇円
(三、四、八六〇二〇円)	(五、六、一〇三八〇円)			六四、二六〇円	五三、五八〇円	二、〇四〇円	二六、二八〇円	一五、一二〇円	四、六二〇円	四、六二〇円	五、一六〇円	三、〇八〇円	六、二〇〇円
(八、一〇、五二〇〇円)	(一〇、一三、八八〇〇円)			一二八、一八〇円	一〇六、九八〇円	四、〇八〇円	五八、〇四〇円	三三、九三〇円	一〇、二九〇円	一〇、二九〇円	一一、一八〇円	六、八八〇円	一三、四二〇円

別表第二中「一五〇円」を「二〇〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区滝野川会館条例別表第一の規定は、この条例の施行の日以後に承認する使用に係る使用料について適用し、同日前に承認した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都北区立元氣ぷらざ条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十八号

東京都北区立元氣ぷらぎ条例の一部を改正する条例

東京都北区立元氣ぷらぎ条例（平成十年六月東京都北区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二使用料の欄中「二時間」を「一時間」に、「一〇〇円」を「四〇円」に、「五〇〇円」を「三〇〇円」に、「二五〇円」を「一四〇円」に改め、同表前払式証票の欄中「一、五〇〇円相当券」を「一、八〇〇円相当券」に、「一、三〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「四、五〇〇円相当券」を「五、四〇〇円相当券」に、「三、九〇〇円」を「四、五〇〇円」に改め、同表備考第一号中「二時間」を「一時間」に、「二割五分」を「五割」に改め、「（その額に十円未満の端数金額が生じるときは、当該端数金額を切り捨てた額）」を削る。

別表第三中「一五〇円」を「二〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区立コミュニティエリアリーナ条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長

山田 加奈子

東京都北区条例第三十九号

東京都北区立コミュニティアリーナ条例の一部を改正する条例

東京都北区立コミュニティアリーナ条例（平成二十四年六月東京都北区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表一の部（豊島北コミュニティアリーナ）の項中「二、二八〇円」を「二、七二〇円」に、「四、四〇〇円」を「五、二八〇円」に改め、同部（新町コミュニティアリーナ）の項中

二、二八〇円	二、二八〇円	二、二八〇円	四、四〇〇円
一、八八〇円	二、六二〇円	二、六二〇円	三、七〇〇円
九四〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、八四〇円
九四〇円	一、三二〇円	一、三二〇円	一、八六〇円
一、九八〇円	二、七六〇円	二、七六〇円	三、九〇〇円

を

二、七二〇円	二、七二〇円	二、七二〇円	五、二八〇円
一、六八〇円	二、三六〇円	二、三六〇円	三、三二〇円
八四〇円	一、一八〇円	一、一八〇円	一、六六〇円
八四〇円	一、一八〇円	一、一八〇円	一、六六〇円
一、七八〇円	二、四八〇円	二、四八〇円	三、五二〇円

に改め、同表

二の部（豊島北コミュニティアリーナ）の項中「三、四二〇円」を「四、〇八〇円」に、「六、六〇〇円」を「七、九二〇円」に改め、同部（新町コミュニティアリーナ）の項中

三、四二〇円	三、四二〇円	三、四二〇円	六、六〇〇円
二、八二〇円	三、九三〇円	三、九三〇円	五、五五〇円
一、四一〇円	一、九五〇円	一、九五〇円	二、七六〇円
一、四一〇円	一、九八〇円	一、九八〇円	二、七九〇円
二、九七〇円	四、一四〇円	四、一四〇円	五、八五〇円

を

四、〇八〇円	四、〇八〇円	四、〇八〇円	七、九二〇円
二、五二〇円	三、五六〇円	三、五六〇円	五、〇〇〇円
一、二六〇円	一、七八〇円	一、七八〇円	二、五〇〇円
一、二六〇円	一、七八〇円	一、七八〇円	二、五〇〇円
二、六八〇円	三、七二〇円	三、七二〇円	五、二八〇円

に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区立コミュニティアリーナ条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に承認する使用に係る使用料について適用し、同日前に承認した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都北区体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第四十号

東京都北区体育館条例の一部を改正する条例

東京都北区体育館条例（昭和六十一年六月東京都北区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の部を次のように改める。

一 屋内施設使用料

桐ヶ丘 体育館				館名	区分		
競技場				種別			
夜間	午後二	午後一	午前	単位別			
九、 一二〇円	六、 九〇〇円	六、 九〇〇円	七、 五〇〇円	貸切り	使用料		
三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	一般（高校生以上（高校生を除く。））			
一五〇円	一五〇円	一五〇円	一五〇円	一般（高齢者）			
一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	児童・生徒			

滝野川 体育館													
競技場			剣道場					柔道場					
午後二	午後一	午前	全日	夜間	午後二	午後一	午前	全日	夜間	午後二	午後一	午前	全日
一一、 四〇〇円	一一、 四〇〇円	一二、 四八〇円	四、 八〇〇円	一、 七二〇円	一、 三四〇円	一、 三四〇円	一、 四六〇円	四、 八〇〇円	一、 七二〇円	一、 三四〇円	一、 三四〇円	一、 四六〇円	二四、 四二〇円
三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円		三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円		三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	
一五〇円	一五〇円	一五〇円		一五〇円	一五〇円	一五〇円	一五〇円		一五〇円	一五〇円	一五〇円	一五〇円	
一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円		一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円		一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	

弓道場		道第二武					道第一武						
午前	全日	夜間	午後二	午後一	午前	全日	夜間	午後二	午後一	午前	全日	夜間	
一、九六〇円	七、四四〇円	二、六八〇円	二、〇二〇円	二、〇二〇円	二、一六〇円	七、四四〇円	二、六八〇円	二、〇二〇円	二、〇二〇円	二、一六〇円	四〇、三〇〇円	一五、〇四〇円	
三〇〇円		三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円		三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円		三〇〇円	
一五〇円		一五〇円	一五〇円	一五〇円	一五〇円		一五〇円	一五〇円	一五〇円	一五〇円		一五〇円	
一〇〇円		一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円		一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円		一〇〇円	

議 第 室 一 会					ル プ ー レ ム イ								
全 日	夜 間	午 後 二	午 後 一	午 前	全 日	夜 間	午 後 二	午 後 一	午 前	全 日	夜 間	午 後 二	午 後 一
二、 〇八〇 円	七二〇 円	四八〇 円	四八〇 円	六〇〇 円	三、 四六〇 円	一、 二二〇 円	九八〇 円	九八〇 円	一、 一〇〇 円	六、 七六〇 円	二、 四四〇 円	一、 八四〇 円	一、 八四〇 円
						三 〇〇 円	三 〇〇 円	三 〇〇 円	三 〇〇 円		三 〇〇 円	三 〇〇 円	三 〇〇 円
						一五〇 円	一五〇 円	一五〇 円	一五〇 円		一五〇 円	一五〇 円	一五〇 円
						一〇〇 円	一〇〇 円	一〇〇 円	一〇〇 円		一〇〇 円	一〇〇 円	一〇〇 円

育 赤 館 羽 体												
ナ ア メ リ イ ー ン			議 第 室 三 会					議 第 室 二 会				
午 後 二	午 後 一	午 前	全 日	夜 間	午 後 二	午 後 一	午 前	全 日	夜 間	午 後 二	午 後 一	午 前
一 二 、 二 四 〇 円	一 二 、 二 四 〇 円	一 四 、 四 〇 〇 円	一 、 二 二 〇 円	四 八 〇 円	三 〇 〇 円	三 〇 〇 円	三 六 〇 円	二 、 四 四 〇 円	八 六 〇 円	六 〇 〇 円	六 〇 〇 円	七 二 〇 円
三 〇 〇 円	三 〇 〇 円	三 〇 〇 円										
一 五 〇 円	一 五 〇 円	一 五 〇 円										
一 〇 〇 円	一 〇 〇 円	一 〇 〇 円										

多目的 ルーム		弓道場					サブリブ テナ						
午後一	午前	全日	夜間	午後二	午後一	午前	全日	夜間	午後二	午後一	午前	全日	夜間
七二〇円	九〇〇円	一四、四〇〇円	六、〇〇〇円	四、〇八〇円	四、〇八〇円	四、八〇〇円	二一、六〇〇円	九、〇〇〇円	六、一二〇円	六、一二〇円	七、二〇〇円	四三、二〇〇円	一八、〇〇〇円
			三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円		三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円		三〇〇円
			一五〇円	一五〇円	一五〇円	一五〇円		一五〇円	一五〇円	一五〇円	一五〇円		一五〇円
			一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円		一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円		一〇〇円

ル ク ー ラ ム ブ					オ ス サ エ タ イ ク ジ ズ サ							
全 日	夜 間	午 後 二	午 後 一	午 前	全 日	夜 間	午 後 二	午 後 一	午 前	全 日	夜 間	午 後 二
一、 八〇〇 円	七二〇 円	四八〇 円	四八〇 円	六〇〇 円	四、 二〇〇 円	一、 八〇〇 円	一、 二〇〇 円	一、 二〇〇 円	一、 四四〇 円	二、 七六〇 円	一、 〇八〇 円	七二〇 円

桐ヶ丘 体育館			館名	種別	使用区分	区分
トレーニング	生以上（高齢者を除く。）	トレーニング チーム一般（高校生）				
定期使用	当日使用	定期使用	使用区分			
一、六〇〇円	四〇〇円	三、二〇〇円	一箇月	使用料		
四、二〇〇円		八、四〇〇円	三箇月			
七、二〇〇円		一四、四〇〇円	六箇月			

幼児 室体					
ラングスニ		育			
一回	全日	夜間	午後二	午後一	午前
	一、四四〇円	六〇〇円	四二〇円	四二〇円	四八〇円
三〇〇円					
一五〇円					
一〇〇円					

別表第一の二の部桐ヶ丘体育館の項中「一、二二〇円」を「一、四六〇円」に、「一、一二〇円」を「一、三四〇円」に、「一、四四〇円」を「一、七二〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、八〇〇円」に改め、同表備考に次のように加える。

滝野川体育館		赤羽体育館							
者）	トレ一ム一般（高齢者）	生以上（高齢者）を除く。	トレ一ム一般（高齢者）	者）	トレ一ム一般（高齢者）	生以上（高齢者）を除く。	トレ一ム一般（高齢者）	者）	トレ一ム一般（高齢者）
当日使用	定期使用	当日使用	定期使用	当日使用	定期使用	当日使用	定期使用	当日使用	定期使用
二〇〇円	一、六〇〇円	四〇〇円	三、二〇〇円	二〇〇円	一、六〇〇円	四〇〇円	三、二〇〇円	二〇〇円	八、四〇〇円
	四、二〇〇円		八、四〇〇円		四、二〇〇円		一四、四〇〇円		一四、四〇〇円
	七、二〇〇円		一四、四〇〇円		七、二〇〇円		一四、四〇〇円		一四、四〇〇円

9 トレーニングルームの定期使用の申請は、区内に居住し、在勤し、又は在学する者に限る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区体育館条例別表第一の規定は、この条例の施行の日以後に承認する使用に係る使用料について適用し、同日前に承認した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都北区立体施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例

第三条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「興行的行事と認められる」を「営利を目的とする行為（第二条に規定する設置の目的に適合するものとして区長が特に認めたものを除く。）がある」と認める」に改め、同項第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

別表第一 東京都北区立東田端プールの項及び東京都北区立西ヶ原プールの項を削る。

別表第二の一の部北運動場の項中「七、三四〇円」を「八、八〇〇円」に、「八、四六〇円」を「一〇、一四〇円」に、「九、〇四〇円」を「一〇、八四〇円」に、「一〇、一六〇円」を「一二、一八〇円」に、「二七、一四〇円」を「三二、五六〇円」に改め、同部中央公園野球場の項中「一、二二〇円」を「一、四六〇円」に

改め、
 同部
 桐西谷東王
 ケケ端田子
 丘原プ端プ
 ププープー
 ーールー
 ルル
 の
 項中
 「
 桐西谷東王
 ケケ端田子
 丘原プ端プ
 ププープー
 ーールー
 ルル
 」
 を
 「
 桐谷王
 ケ端子
 丘ププ
 プー
 ー
 ルル
 ル
 」
 に
 改め、
 同部

赤羽スポーツの森公園競技場の款グラウンドの項中「九、〇四〇円」を「一〇、八四〇円」に、「一〇、一六〇円」を「一二、一八〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一三、五六〇円」に、「一二、四二〇円」を「一四、九〇〇円」に、「三三、九二〇円」を「四〇、七〇〇円」に、「三〇〇円」を「四〇〇円」に、「一五〇円」を「二〇〇円」に改め、同部豊島北スポーツ多目的広場の項中「一、二二〇円」を「一、四六〇円」に改め、同部中備考7を備考8とし、備考2から備考6までを備考3から備考7までとし、備考1の次に次のように加える。

2 使用者が入場料に類する料金を徴収する場合又は第三条第二項第二号に規定する営利を目的とする行為を行う場合は、それぞれ規定使用料の五割を増徴する。

別表第二の二の部北運動場グラウンド照明施設の項中「三、〇八〇円」を「三、七〇〇円」に改め、同部赤羽スポーツの森公園競技場グラウンド照明施設の項中「四、一〇〇円」を「四、六二〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2

この条例による改正後の東京都北区立体育施設条例別表第二の規定は、この条例の施行の日以後に承認する使用に係る使用料について適用し、同日前に承認した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長

山田 加奈子

東京都北区条例第四十二号

東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例の一部を改正する条例
東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例（平成十二年七月東京都北区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一体育館の項中「二、〇四〇円」を「二、四四〇円」に、「二、六六〇円」を「二、八〇〇円」に、「七、〇八〇円」を「八、五〇〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例別表第一の規定は、この条例の施行の日以後に承認する使用に係る使用料について適用し、同日前に承認した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都北区スペースゆう条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第四十三号

東京都北区スペーススゅう条例の一部を改正する条例

東京都北区スペーススゅう条例（平成十五年十二月東京都北区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表多目的室 A・B の項中「一、四四〇円」を「一、七二〇円」に、「二、二四〇円」を「二、六八〇円」に、「二、八八〇円」を「三、四四〇円」に改め、同表多目的室 A の項及び多目的室 B の項中「七二〇円」を「八六〇円」に、「一、一二〇円」を「一、三四〇円」に、「一、四四〇円」を「一、七二〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区スペーススゅう条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に承認する使用に係る使用料について適用し、同日前に承認した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都北区立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第四十四号

東京都北区立公園条例の一部を改正する条例

東京都北区立公園条例（昭和三十三年四月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第四中「七、四〇〇円」を「八、八〇〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区立公園条例別表第四の規定は、この条例の施行の日以後に承認する利用に係る有料公園施設の使用料について適用し、同日前に承認した利用に係る有料公園施設の使用料については、なお従前の例による。

東京都北区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第四十五号

東京都北区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

東京都北区立特別養護老人ホーム条例（昭和六十三年六月東京都北区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表東京都北区立特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘の項中「東京都北区浮間三丁目十一番二十六号」を「東京都北区中十条四丁目十六番三十二号」に、「六十名」を「百三十八名」に、「〇名」を「二十二名」に改める。

付 則

この条例は、令和七年三月一日から施行する。

東京都北区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第四十六号

東京都北区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

東京都北区立高齢者在宅サービスセンター条例（昭和六十三年六月東京都北区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表東京都北区立高齢者在宅サービスセンター清水坂あじさい荘の項中「東京都北区浮間三丁目十一番二十六号」を「東京都北区中十条四丁目十六番三十二号」に改める。

付 則

この条例は、令和七年三月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第四十七号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「人事委員会規則」を「特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）」に改め、同項第一号中「二十六万八千五百円」を「二十七万五千七百円」に改める。

第三十一条第二項中「百分の百二十」を「百分の百三十」に改め、同項ただし書中「百分の百二・五」を「百分の百十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百三十」に、「百分の百三十一」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十二・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十三・七五」に改める。

第三十二条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十」を「百分の百四十」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に、「百分の百三十」を「百分の百四十」に、「百分の六十三・七五」を「百分の六十八・七五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第5条関係）

イ 行政職給料表（一）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	177,400	231,500	254,100	276,700	303,500	379,400	459,400
	2	178,500	232,400	255,500	278,600	305,700	382,000	462,100
	3	179,600	233,300	256,900	280,500	307,900	384,600	464,800
	4	180,800	234,300	258,300	282,400	310,100	387,200	467,600
	5	182,000	235,300	259,800	284,400	312,400	389,900	470,400
	6	183,200	236,400	261,400	286,300	314,600	392,600	473,000
	7	184,400	237,500	263,000	288,200	316,900	395,300	475,500
	8	185,600	238,600	264,600	290,200	319,200	398,100	477,900
	9	186,800	239,800	266,300	292,200	321,500	400,900	480,500
	10	188,000	241,000	268,000	294,100	323,900	403,700	482,800
	11	189,400	242,200	269,800	296,100	326,200	406,500	485,200
	12	190,700	243,400	271,600	298,100	328,600	409,300	487,800
	13	192,000	244,600	273,400	300,100	330,900	412,100	490,300
	14	193,500	245,900	275,200	302,100	333,300	414,900	492,600
	15	195,000	247,200	277,000	304,100	335,600	417,700	494,900
	16	196,500	248,500	278,900	306,100	338,000	420,500	497,400
	17	198,000	249,900	280,800	308,000	340,300	423,400	499,800
	18	199,700	251,300	282,600	309,900	342,700	426,300	502,000
	19	201,600	252,700	284,500	311,900	345,100	429,200	504,400
	20	203,400	254,100	286,400	313,900	347,400	432,100	506,700
	21	205,200	255,600	288,300	315,900	349,700	435,000	508,900
	22	207,000	257,100	290,100	317,900	352,200	438,000	511,200
	23	208,900	258,600	292,000	319,800	354,600	441,100	513,300
	24	210,800	260,100	293,900	321,800	357,000	444,100	515,300
	25	212,600	261,600	295,800	323,800	359,300	447,100	517,300
	26	214,500	263,100	298,100	326,200	361,700	449,900	519,100
	27	216,500	264,600	300,500	328,700	364,100	452,700	520,700
	28	218,300	266,100	302,900	331,200	366,500	455,400	522,100
	29	220,000	267,700	305,300	333,700	369,100	458,000	523,200
	30	220,900	269,800	307,200	335,900	371,900	460,600	524,300
	31	221,600	271,900	309,000	338,000	374,700	463,100	525,400
	32	222,300	274,000	310,800	340,100	377,500	465,500	526,500
	33	223,000	276,200	312,600	342,200	380,300	467,700	527,400
	34	223,800	277,600	314,400	344,200	382,800	469,800	528,400
	35	224,600	279,000	316,200	346,200	385,100	471,800	529,300
	36	225,500	280,400	318,000	348,300	387,400	473,900	530,200
	37	226,400	281,900	319,800	350,400	389,800	475,800	531,100
	38	227,300	283,300	321,600	352,500	392,200	477,600	531,900
	39	228,300	284,700	323,400	354,600	394,500	479,200	532,600

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	40	229, 200	286, 100	325, 200	356, 600	396, 700	480, 800	533, 400
	41	230, 300	287, 400	327, 000	358, 600	398, 900	482, 300	534, 100
	42	231, 400	288, 700	328, 800	360, 600	401, 200	483, 800	534, 800
	43	232, 600	290, 100	330, 600	362, 600	403, 400	485, 200	535, 500
	44	233, 800	291, 500	332, 400	364, 500	405, 600	486, 600	536, 100
	45	235, 100	292, 800	334, 100	366, 400	407, 700	487, 900	536, 600
	46	236, 200	294, 100	335, 800	368, 200	409, 700	489, 300	537, 100
	47	237, 300	295, 500	337, 500	370, 100	411, 700	490, 500	537, 600
	48	238, 500	296, 800	339, 300	372, 000	413, 600	491, 700	538, 100
	49	239, 800	298, 200	341, 100	373, 900	415, 500	492, 800	538, 600
	50	240, 900	299, 600	342, 800	375, 700	417, 200	494, 000	539, 100
	51	242, 000	300, 900	344, 500	377, 600	418, 800	495, 000	539, 600
	52	243, 200	302, 200	346, 200	379, 300	420, 200	496, 000	540, 100
	53	244, 400	303, 500	348, 000	381, 000	421, 600	497, 000	540, 600
	54	245, 500	304, 800	349, 700	382, 700	423, 000	497, 900	541, 100
	55	246, 600	306, 100	351, 400	384, 400	424, 300	498, 800	541, 600
	56	247, 800	307, 400	353, 000	385, 900	425, 400	499, 700	542, 100
	57	249, 000	308, 700	354, 600	387, 400	426, 500	500, 500	542, 600
	58	250, 100	310, 000	356, 200	388, 900	427, 600	501, 300	543, 100
	59	251, 200	311, 200	357, 800	390, 400	428, 700	502, 100	543, 600
	60	252, 400	312, 500	359, 400	391, 900	429, 600	502, 800	544, 100
	61	253, 600	313, 800	361, 000	393, 300	430, 500	503, 500	544, 600
	62	254, 700	315, 100	362, 600	394, 600	431, 400	504, 200	
	63	255, 900	316, 400	364, 100	395, 900	432, 200	504, 800	
	64	257, 100	317, 700	365, 600	397, 100	433, 000	505, 400	
	65	258, 200	318, 900	367, 100	398, 200	433, 800	506, 000	
	66	259, 300	320, 200	368, 600	399, 200	434, 500	506, 600	
	67	260, 500	321, 500	370, 100	400, 200	435, 300	507, 100	
	68	261, 600	322, 800	371, 500	401, 200	436, 000	507, 600	
	69	262, 800	324, 000	372, 900	402, 200	436, 600	508, 100	
	70	263, 900	325, 300	374, 200	403, 000	437, 300	508, 600	
	71	265, 100	326, 600	375, 500	403, 900	437, 900	509, 100	
	72	266, 200	327, 800	376, 700	404, 700	438, 500	509, 600	
	73	267, 400	329, 100	377, 800	405, 500	439, 000	510, 100	
	74	268, 500	330, 300	378, 800	406, 200	439, 500	510, 600	
	75	269, 600	331, 500	379, 800	406, 900	440, 000	511, 100	
	76	270, 800	332, 600	380, 700	407, 600	440, 600	511, 600	
	77	272, 000	333, 700	381, 700	408, 300	441, 200	512, 100	
	78	273, 100	334, 800	382, 600	408, 900	441, 800	512, 600	
	79	274, 300	335, 800	383, 500	409, 600	442, 400	513, 100	
	80	275, 500	336, 800	384, 200	410, 200	442, 800	513, 600	
	81	276, 600	337, 600	385, 000	410, 800	443, 300	514, 100	
	82	277, 800	338, 500	385, 800	411, 300	443, 800	514, 600	

	83	278, 900	339, 300	386, 500	411, 800	444, 300	515, 100	
	84	280, 000	340, 100	387, 100	412, 300	444, 800	515, 600	
	85	281, 200	340, 700	387, 800	412, 800	445, 300	516, 100	
	86	282, 300	341, 400	388, 400	413, 200	445, 800	516, 600	
	87	283, 500	342, 000	389, 000	413, 700	446, 200	517, 100	
	88	284, 600	342, 600	389, 500	414, 200	446, 700	517, 600	
	89	285, 800	343, 200	390, 000	414, 600	447, 200	518, 100	
	90	287, 000	343, 800	390, 500	415, 100	447, 700		
	91	288, 100	344, 400	391, 000	415, 600	448, 200		
	92	289, 200	344, 900	391, 500	416, 000	448, 700		
	93	290, 400	345, 400	392, 000	416, 400	449, 100		
	94	291, 600	345, 900	392, 500	416, 900	449, 600		
	95	292, 800	346, 400	393, 000	417, 400	450, 100		
	96	293, 900	346, 900	393, 500	417, 800	450, 600		
	97	295, 000	347, 400	393, 900	418, 200	451, 100		
	98	296, 200	347, 800	394, 300	418, 600	451, 600		
	99	297, 400	348, 300	394, 800	419, 000	452, 100		
	100	298, 600	348, 800	395, 300	419, 400	452, 600		
	101	299, 600	349, 300	395, 800	419, 800	453, 100		
	102	300, 700	349, 700	396, 300	420, 200	453, 600		
	103	301, 800	350, 200	396, 800	420, 600	454, 100		
	104	302, 800	350, 700	397, 200	421, 000	454, 600		
	105	303, 700	351, 200	397, 600	421, 400	455, 100		
	106	304, 700	351, 600	398, 000	421, 800	455, 600		
	107	305, 600	352, 000	398, 400	422, 200	456, 100		
	108	306, 500	352, 400	398, 800	422, 600	456, 600		
	109	307, 400	352, 800	399, 200	423, 000	457, 100		
	110	308, 200	353, 200	399, 600	423, 400			
	111	309, 000	353, 600	400, 000	423, 800			
	112	309, 800	354, 000	400, 400	424, 200			
	113	310, 400	354, 400	400, 800	424, 600			
	114	311, 100	354, 800	401, 200	425, 000			
	115	311, 700	355, 200	401, 600	425, 400			
	116	312, 300	355, 600	402, 000	425, 800			
	117	312, 800	356, 000	402, 400	426, 200			
	118	313, 300	356, 400	402, 800	426, 600			
	119	313, 700	356, 800	403, 200	427, 000			
	120	314, 100	357, 200	403, 600	427, 400			
	121	314, 400	357, 600	404, 000	427, 800			
	122	314, 800		404, 400	428, 200			
	123	315, 200		404, 800	428, 600			
	124	315, 600		405, 200	429, 000			
	125	316, 000		405, 600	429, 400			

	126	316, 300		406, 000	429, 800			
	127	316, 700		406, 400	430, 200			
	128	317, 100		406, 800	430, 600			
	129	317, 500		407, 200	431, 000			
	130	317, 900		407, 600				
	131	318, 300		408, 000				
	132	318, 700		408, 400				
	133	319, 000		408, 800				
	134	319, 400						
	135	319, 700						
	136	320, 000						
	137	320, 300						
	138	320, 600						
	139	320, 900						
	140	321, 200						
	141	321, 500						
	142	321, 800						
	143	322, 100						
	144	322, 400						
	145	322, 700						
	146	323, 000						
	147	323, 300						
	148	323, 600						
	149	323, 900						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		200, 400	235, 400	274, 000	292, 100	316, 600	384, 100	403, 500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。

ロ 行政職給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	161,800	225,100	242,000	248,600
	2	162,500	226,000	243,600	250,200
	3	163,200	227,300	245,200	251,900
	4	163,900	228,600	246,900	253,600
	5	164,600	229,900	248,500	255,400
	6	165,300	231,300	250,100	257,000
	7	166,000	232,600	251,700	258,800
	8	166,700	233,900	253,300	260,500
	9	167,400	235,300	255,200	262,300
	10	168,100	237,200	257,000	264,000
	11	168,800	239,000	259,000	265,800
	12	169,500	240,800	261,100	267,500
	13	170,200	242,700	263,100	269,200
	14	171,200	244,000	264,800	270,900
	15	172,200	245,200	266,400	272,600
	16	173,200	246,500	267,900	274,300
	17	174,200	247,800	269,500	276,100
	18	175,300	249,000	271,000	277,800
	19	176,400	250,300	272,600	279,500
	20	177,500	251,500	274,100	281,300
	21	178,700	252,600	275,700	283,100
	22	179,900	253,800	277,200	285,100
	23	181,100	255,000	278,800	287,300
	24	182,300	256,200	280,300	289,500
	25	183,400	257,400	281,900	291,700
	26	184,600	258,500	283,400	293,600
	27	186,000	259,700	285,000	295,400
	28	187,300	260,900	286,500	297,200
	29	188,500	262,100	288,000	299,100
	30	190,000	263,300	289,500	300,800
	31	191,500	264,500	290,900	302,600
	32	192,500	265,600	292,500	304,400
	33	193,500	266,800	294,000	306,200
	34	195,200	267,900	295,500	308,100
	35	197,000	269,100	297,000	309,900
	36	198,700	270,200	298,400	311,700
	37	200,200	271,300	300,000	313,400
	38	201,000	272,500	301,400	315,200
	39	201,700	273,500	302,900	316,900
	40	202,300	274,700	304,300	318,600
	41	202,900	275,800	305,700	320,200

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	42	203,700	277,000	307,000	321,800
	43	204,400	278,100	308,400	323,500
	44	205,200	279,300	309,800	325,100
	45	206,000	280,300	311,200	326,800
	46	206,800	281,500	312,600	328,400
	47	207,800	282,600	313,900	330,000
	48	208,600	283,700	315,100	331,500
	49	209,600	284,800	316,400	333,000
	50	210,600	285,900	317,700	334,500
	51	211,700	287,100	319,000	336,000
	52	212,800	288,100	320,200	337,300
	53	213,900	289,300	321,400	338,600
	54	214,900	290,300	322,600	339,900
	55	215,900	291,400	323,700	341,200
	56	216,800	292,400	324,700	342,500
	57	217,700	293,500	325,700	343,700
	58	219,200	294,300	326,500	344,900
	59	220,200	295,200	327,400	346,000
	60	221,300	296,000	328,200	347,100
	61	222,400	296,800	329,000	348,000
	62	223,400	297,500	329,800	348,900
	63	224,400	298,200	330,600	349,800
	64	225,500	298,900	331,200	350,600
	65	226,600	299,500	331,900	351,500
	66	227,600	300,100	332,600	352,200
	67	228,600	300,600	333,200	353,000
	68	229,700	301,100	333,700	353,700
	69	230,800	301,700	334,300	354,400
	70	231,800	302,200	334,800	355,000
	71	232,900	302,700	335,300	355,600
	72	234,000	303,200	335,700	356,200
	73	235,000	303,600	336,200	356,900
	74	236,000	304,000	336,600	357,400
	75	237,100	304,500	337,000	358,000
	76	238,100	304,900	337,500	358,500
	77	239,100	305,400	337,900	359,000
	78	240,100	305,700	338,300	359,500
	79	241,200	306,200	338,800	359,900
	80	242,200	306,600	339,200	360,400
	81	243,300	307,000	339,500	360,800
	82	244,300	307,400	339,900	361,100
	83	245,300	307,800	340,300	361,600
	84	246,400	308,300	340,700	362,000
	85	247,500	308,700	341,200	362,400

	86	248,500	309,100	341,600	362,800
	87	249,600	309,400	342,000	363,200
	88	250,700	309,800	342,400	363,600
	89	251,700	310,100	342,700	363,900
	90	252,800	310,500	343,100	364,400
	91	253,800	310,800	343,400	364,800
	92	254,800	311,200	343,800	365,200
	93	255,900	311,500	344,100	365,500
	94	256,900	311,900	344,500	365,900
	95	258,000	312,200	344,800	366,200
	96	259,000	312,600	345,100	366,600
	97	260,100	312,900	345,500	366,900
	98	261,200	313,300	345,800	367,300
	99	262,200	313,600	346,200	367,600
	100	263,200	314,000	346,500	368,000
	101	264,300	314,300	346,900	368,300
	102	265,400	314,700	347,200	368,700
	103	266,400	315,100	347,600	369,000
	104	267,400	315,500	347,900	369,400
	105	268,500	315,900	348,200	369,700
	106	269,500	316,300	348,600	370,100
	107	270,600	316,700	348,900	370,400
	108	271,700	317,100	349,300	370,800
	109	273,000	317,500	349,600	371,100
	110	273,800	317,800	350,000	371,500
	111	274,600	318,100	350,300	371,800
	112	275,500	318,400	350,700	372,100
	113	276,400	318,700	351,000	372,500
	114	277,300	319,000	351,400	372,800
	115	278,100	319,300	351,700	373,200
	116	278,900	319,600	352,000	373,500
	117	279,700	319,900	352,400	373,900
	118	280,500	320,200	352,800	374,200
	119	281,200	320,500	353,200	374,600
	120	281,900	320,800	353,600	374,900
	121	282,500	321,100	354,000	375,300
	122	283,100	321,300	354,400	
	123	283,600	321,500	354,800	
	124	284,200	321,700	355,200	
	125	284,600	321,900	355,600	
	126	285,100	322,100	356,000	

	127	285,500	322,300	356,400	
	128	285,800	322,500	356,800	
	129	286,100	322,700	357,200	
	130	286,500	322,900	357,600	
	131	286,800	323,100	358,000	
	132	287,200	323,300	358,400	
	133	287,600	323,500	358,800	
	134	287,900	323,600	359,200	
	135	288,200	323,700	359,600	
	136	288,600	323,800	360,000	
	137	288,900	323,900	360,400	
	138	289,300	324,000	360,800	
	139	289,700	324,100	361,200	
	140	290,000	324,200	361,600	
	141	290,300	324,300	362,000	
	142	290,700	324,400	362,400	
	143	290,900	324,500	362,800	
	144	291,200	324,600	363,200	
	145	291,500	324,700	363,600	
	146	291,700	324,800	364,000	
	147	292,000	324,900	364,400	
	148	292,300	325,000	364,800	
	149	292,600	325,100	365,200	
	150	292,800		365,600	
	151	293,100		366,000	
	152	293,400		366,400	
	153	293,700		366,800	
	154	293,900		367,100	
	155	294,200		367,400	
	156	294,500		367,700	
	157	294,700		368,000	
	158	295,000			
	159	295,300			
	160	295,600			
	161	295,900			
	162	296,200			
	163	296,500			
	164	296,800			
	165	297,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円
		216,300	227,500	248,600	279,800

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第二（第5条関係）

イ 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	243,400	344,800	425,400
	2	246,000	348,100	428,200
	3	248,600	351,800	431,000
	4	251,000	355,200	433,800
	5	253,500	358,800	436,800
	6	256,100	362,300	439,500
	7	258,400	365,900	442,300
	8	261,100	369,200	445,000
	9	263,800	372,800	447,700
	10	266,600	376,900	450,400
	11	269,600	381,000	453,100
	12	272,400	385,000	455,800
	13	275,400	388,900	458,600
	14	279,300	392,600	461,400
	15	283,200	396,200	464,200
	16	286,700	399,800	466,800
	17	290,300	403,400	469,400
	18	293,800	406,200	471,900
	19	297,000	408,800	474,700
	20	300,500	411,300	477,300
	21	304,000	414,000	480,000
	22	307,200	416,500	482,700
	23	310,300	419,200	485,400
	24	313,300	421,600	487,800
	25	316,400	423,800	490,600
	26	319,600	426,200	493,200
	27	322,400	428,500	495,600
	28	325,600	430,900	498,000
	29	328,700	433,500	500,600
	30	331,800	435,700	503,100
	31	334,800	438,300	505,100
	32	338,000	440,700	507,400
	33	340,700	443,100	509,500
	34	343,900	445,500	511,800
	35	346,600	447,500	514,000
	36	349,300	449,500	516,400
	37	352,400	451,500	518,300
	38	355,500	453,500	520,100

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	39	358,800	455,800	522,100
	40	361,300	457,700	524,000
	41	363,900	459,800	526,200
	42	366,600	461,700	527,600
	43	369,200	463,700	529,200
	44	371,300	465,500	530,900
	45	373,500	467,100	532,600
	46	375,800	468,900	533,700
	47	378,400	470,600	535,000
	48	380,700	472,200	536,100
	49	382,800	473,800	537,400
	50	384,200	475,300	538,600
	51	385,400	476,700	539,800
	52	386,600	478,000	540,900
	53	387,900	479,200	542,000
	54	389,100	480,300	543,000
	55	390,400	481,200	544,000
	56	391,700	482,100	544,900
	57	392,900	483,000	545,800
	58	394,300	483,600	546,700
	59	395,200	484,700	547,600
	60	396,400	485,800	548,600
	61	397,100	486,700	549,600
	62	398,000	487,400	550,500
	63	398,600	488,200	551,600
	64	399,400	489,000	552,600
	65	400,300	489,600	553,600
	66	400,900	490,400	554,600
	67	401,500	491,000	555,500
	68	402,400	491,700	556,500
	69	402,900	492,300	557,500
	70	403,500	492,800	558,500
	71	404,300	493,100	559,500
	72	404,900	493,600	560,400
	73	405,500	494,100	561,400
	74	406,100	494,600	562,400
	75	406,700	495,000	563,300
	76	407,400	495,400	564,200
	77	408,100	495,800	565,200
	78	408,700	496,100	566,100
	79	409,300	496,500	567,000
	80	409,900	497,000	567,800
	81	410,600	497,500	568,700

	82	411,000	497,900	569,500
	83	411,500	498,300	570,400
	84	412,200	498,800	571,200
	85	413,100	499,400	572,000
	86	413,600	500,000	572,800
	87	414,200	500,500	573,600
	88	414,900	500,900	574,300
	89	415,500	501,400	575,000
	90	415,900	502,000	575,700
	91	416,400	502,500	576,500
	92	416,900	503,000	577,300
	93	417,300	503,500	578,000
	94	417,700	504,100	578,800
	95	418,100	504,600	579,500
	96	418,600	505,100	580,200
	97	419,100	505,600	580,900
	98	419,500	506,100	581,500
	99	420,000	506,600	582,200
	100	420,400	507,200	582,900
	101	420,800	507,700	583,600
	102	421,200	508,200	584,300
	103	421,600	508,700	584,900
	104	422,100	509,300	585,500
	105	422,600	509,800	586,300
	106	423,100		587,000
	107	423,600		587,700
	108	424,100		588,400
	109	424,500		589,000
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 299,200	円 360,900	円 422,200

備考 この表は、医師、歯科医師等で人事委員会が定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	178,100	232,900	254,600	277,200	303,500
	2	179,300	233,800	256,000	278,900	305,700
	3	180,500	234,700	257,400	280,700	307,900
	4	181,700	235,700	258,800	282,500	310,100
	5	182,900	236,700	260,300	284,500	312,400
	6	184,200	237,700	261,900	286,400	314,600
	7	185,500	238,700	263,500	288,300	316,900
	8	186,800	239,700	265,100	290,300	319,200
	9	188,100	240,700	266,800	292,300	321,500
	10	189,500	241,800	268,500	294,200	323,900
	11	191,000	242,900	270,300	296,200	326,200
	12	192,400	244,000	272,000	298,200	328,600
	13	193,800	245,100	273,700	300,200	330,900
	14	195,300	246,300	275,400	302,200	333,300
	15	196,800	247,600	277,200	304,200	335,600
	16	198,400	248,900	279,100	306,200	338,000
	17	200,000	250,300	281,000	308,100	340,300
	18	201,800	251,700	282,800	310,000	342,700
	19	203,700	253,100	284,700	312,000	345,100
	20	205,500	254,500	286,600	314,000	347,400
	21	207,300	256,000	288,500	316,000	349,700
	22	209,000	257,500	290,300	318,000	352,200
	23	210,800	259,000	292,200	319,900	354,600
	24	212,600	260,500	294,100	321,900	357,000
	25	214,200	262,000	296,000	323,900	359,300
	26	215,900	263,500	298,300	326,300	361,700
	27	217,700	265,000	300,700	328,800	364,100
	28	219,400	266,500	303,100	331,300	366,500
	29	221,100	268,100	305,500	333,800	369,100
	30	222,000	270,200	307,300	336,000	371,900
	31	222,800	272,300	309,000	338,100	374,700
	32	223,600	274,400	310,800	340,200	377,500
	33	224,500	276,500	312,700	342,300	380,300
	34	225,400	277,800	314,400	344,300	382,800
	35	226,300	279,200	316,200	346,300	385,100
	36	227,300	280,600	318,000	348,400	387,400
	37	228,200	282,100	319,900	350,500	389,800
	38	229,000	283,500	321,600	352,600	392,200
	39	229,900	284,800	323,400	354,600	394,500
	40	230,900	286,100	325,200	356,600	396,700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	231,900	287,500	327,000	358,600	398,900
	42	232,800	288,700	328,800	360,600	401,200
	43	233,800	290,100	330,600	362,600	403,400
	44	234,800	291,500	332,400	364,500	405,600
	45	235,700	292,900	334,100	366,400	407,700
	46	236,900	294,200	335,800	368,200	409,700
	47	238,100	295,600	337,500	370,100	411,700
	48	239,300	296,900	339,300	372,000	413,600
	49	240,700	298,300	341,100	373,900	415,500
	50	242,000	299,700	342,800	375,700	417,200
	51	243,200	301,000	344,500	377,600	418,800
	52	244,400	302,300	346,200	379,300	420,200
	53	245,600	303,600	348,000	381,000	421,600
	54	246,800	304,800	349,700	382,700	423,000
	55	247,800	306,100	351,400	384,400	424,300
	56	249,000	307,400	353,000	385,900	425,400
	57	250,100	308,700	354,600	387,400	426,500
	58	251,300	310,000	356,200	388,900	427,600
	59	252,400	311,200	357,800	390,400	428,700
	60	253,500	312,500	359,400	391,900	429,600
	61	254,600	313,800	361,000	393,300	430,500
	62	255,800	315,100	362,600	394,600	431,400
	63	256,900	316,400	364,100	395,900	432,200
	64	258,000	317,700	365,600	397,100	433,000
	65	259,100	318,900	367,100	398,200	433,800
	66	260,300	320,200	368,600	399,200	434,500
	67	261,400	321,500	370,100	400,200	435,300
	68	262,500	322,800	371,500	401,200	436,000
	69	263,600	324,000	372,900	402,200	436,600
	70	264,700	325,300	374,200	403,000	437,300
	71	265,800	326,600	375,500	403,900	437,900
	72	266,900	327,800	376,700	404,700	438,500
	73	268,100	329,100	377,800	405,500	439,000
	74	269,300	330,300	378,800	406,200	439,500
	75	270,300	331,500	379,800	406,900	440,000
	76	271,500	332,600	380,700	407,600	440,600
	77	272,600	333,700	381,700	408,300	441,200
	78	273,800	334,800	382,600	408,900	441,800
	79	275,000	335,800	383,500	409,600	442,400
	80	276,100	336,800	384,200	410,200	442,800
	81	277,100	337,600	385,000	410,800	443,300
	82	278,200	338,500	385,800	411,300	443,800
	83	279,200	339,300	386,500	411,800	444,300

	84	280,300	340,100	387,100	412,300	444,800
	85	281,600	340,700	387,800	412,800	445,300
	86	282,700	341,400	388,400	413,200	445,800
	87	283,800	342,000	389,000	413,700	446,200
	88	284,900	342,600	389,500	414,200	446,700
	89	286,100	343,200	390,000	414,600	447,200
	90	287,300	343,800	390,500	415,100	447,700
	91	288,300	344,400	391,000	415,600	448,200
	92	289,400	344,900	391,500	416,000	448,700
	93	290,600	345,400	392,000	416,400	449,100
	94	291,800	345,900	392,500	416,900	449,600
	95	292,900	346,400	393,000	417,400	450,100
	96	294,000	346,900	393,500	417,800	450,600
	97	295,100	347,400	393,900	418,200	451,100
	98	296,300	347,800	394,300	418,600	451,600
	99	297,500	348,300	394,800	419,000	452,100
	100	298,600	348,800	395,300	419,400	452,600
	101	299,600	349,300	395,800	419,800	453,100
	102	300,700	349,700	396,300	420,200	453,600
	103	301,800	350,200	396,800	420,600	454,100
	104	302,800	350,700	397,200	421,000	454,600
	105	303,700	351,200	397,600	421,400	455,100
	106	304,700	351,600	398,000	421,800	455,600
	107	305,600	352,000	398,400	422,200	456,100
	108	306,500	352,400	398,800	422,600	456,600
	109	307,400	352,800	399,200	423,000	457,100
	110	308,200	353,200	399,600	423,400	
	111	309,000	353,600	400,000	423,800	
	112	309,800	354,000	400,400	424,200	
	113	310,400	354,400	400,800	424,600	
	114	311,100	354,800	401,200	425,000	
	115	311,700	355,200	401,600	425,400	
	116	312,300	355,600	402,000	425,800	
	117	312,800	356,000	402,400	426,200	
	118	313,300		402,800		
	119	313,700		403,200		
	120	314,100		403,600		
	121	314,400		404,000		
	122	314,800		404,400		
	123	315,200		404,800		
	124	315,600		405,200		
	125	316,000		405,600		
	126	316,300		406,000		

	127	316,700		406,400		
	128	317,100		406,800		
	129	317,500		407,200		
	130	317,900		407,600		
	131	318,300		408,000		
	132	318,700		408,400		
	133	319,000		408,800		
	134	319,400				
	135	319,700				
	136	320,000				
	137	320,300				
	138	320,600				
	139	320,900				
	140	321,200				
	141	321,500				
	142	321,800				
	143	322,100				
	144	322,400				
	145	322,700				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		203,000	237,200	273,800	291,700	316,600

備考 この表は、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	189,800	237,000	255,700	277,500	303,500
	2	191,300	237,600	257,000	279,300	305,700
	3	192,800	238,200	258,300	281,100	307,900
	4	194,300	238,800	259,600	282,800	310,100
	5	195,800	239,600	261,000	284,500	312,400
	6	197,300	240,300	262,500	286,400	314,600
	7	198,900	241,000	264,100	288,300	316,900
	8	200,400	241,800	265,700	290,300	319,200
	9	201,900	242,600	267,400	292,300	321,500
	10	203,500	243,400	269,100	294,300	323,900
	11	205,100	244,300	270,900	296,300	326,200
	12	206,700	245,200	272,600	298,400	328,600
	13	208,200	246,200	274,300	300,200	330,900
	14	209,700	247,400	276,000	302,400	333,300
	15	211,300	248,600	277,700	304,500	335,600
	16	212,700	249,900	279,600	306,400	338,000
	17	214,100	251,300	281,500	308,200	340,300
	18	215,400	252,700	283,300	310,300	342,700
	19	216,800	254,100	285,200	312,200	345,100
	20	218,200	255,400	287,000	314,000	347,400
	21	219,500	256,800	288,800	316,200	349,700
	22	221,300	258,200	290,600	318,300	352,200
	23	223,100	259,600	292,500	320,400	354,600
	24	224,700	261,100	294,400	322,500	357,000
	25	226,300	262,600	296,300	324,500	359,300
	26	226,900	264,100	298,600	326,900	361,700
	27	227,600	265,600	301,000	329,400	364,100
	28	228,200	267,000	303,400	331,900	366,500
	29	228,700	268,500	305,800	334,400	369,100
	30	229,200	270,700	307,600	336,500	371,900
	31	229,700	272,900	309,300	338,500	374,700
	32	230,400	275,000	311,100	340,600	377,500
	33	231,100	276,800	312,900	342,700	380,300
	34	231,600	278,200	314,700	344,700	382,800
	35	232,100	279,800	316,400	346,700	385,100
	36	232,700	281,400	318,100	348,800	387,400
	37	233,500	282,900	320,000	350,800	389,800
	38	234,200	284,300	321,600	352,800	392,200
	39	234,900	285,600	323,400	354,800	394,500
	40	235,700	286,900	325,300	356,800	396,700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	236,700	288,100	327,100	358,800	398,900
	42	237,700	289,400	328,800	360,800	401,200
	43	238,700	290,700	330,600	362,700	403,400
	44	239,900	292,100	332,400	364,500	405,600
	45	241,100	293,300	334,200	366,400	407,700
	46	242,500	294,600	335,800	368,200	409,700
	47	243,900	295,900	337,500	370,100	411,700
	48	245,200	297,100	339,300	372,000	413,600
	49	246,300	298,500	341,100	373,900	415,500
	50	247,600	299,800	342,800	375,700	417,200
	51	248,600	301,100	344,500	377,600	418,800
	52	249,800	302,400	346,200	379,300	420,200
	53	250,800	303,600	348,000	381,000	421,600
	54	252,100	304,900	349,700	382,700	423,000
	55	253,300	306,100	351,400	384,400	424,300
	56	254,300	307,400	353,000	385,900	425,400
	57	255,300	308,700	354,600	387,400	426,500
	58	256,600	310,000	356,200	388,900	427,600
	59	257,800	311,200	357,800	390,400	428,700
	60	258,800	312,500	359,400	391,900	429,600
	61	259,800	313,800	361,000	393,300	430,500
	62	260,900	315,100	362,600	394,600	431,400
	63	262,000	316,400	364,100	395,900	432,200
	64	263,100	317,700	365,600	397,100	433,000
	65	264,300	318,900	367,100	398,200	433,800
	66	265,400	320,200	368,600	399,200	434,500
	67	266,600	321,500	370,100	400,200	435,300
	68	267,600	322,800	371,500	401,200	436,000
	69	268,800	324,000	372,900	402,200	436,600
	70	269,700	325,300	374,200	403,000	437,300
	71	270,700	326,600	375,500	403,900	437,900
	72	272,000	327,800	376,700	404,700	438,500
	73	273,300	329,100	377,800	405,500	439,000
	74	274,300	330,300	378,800	406,200	439,500
	75	275,300	331,500	379,800	406,900	440,000
	76	276,500	332,600	380,700	407,600	440,600
	77	277,800	333,700	381,700	408,300	441,200
	78	278,800	334,800	382,600	408,900	441,800
	79	279,800	335,800	383,500	409,600	442,400
	80	281,000	336,800	384,200	410,200	442,800
	81	282,200	337,600	385,000	410,800	443,300
	82	283,200	338,500	385,800	411,300	443,800
	83	284,200	339,300	386,500	411,800	444,300

	84	285,400	340,100	387,100	412,300	444,800
	85	286,600	340,700	387,800	412,800	445,300
	86	287,700	341,400	388,400	413,200	445,800
	87	288,800	342,000	389,000	413,700	446,200
	88	289,900	342,600	389,500	414,200	446,700
	89	291,000	343,200	390,000	414,600	447,200
	90	292,000	343,800	390,500	415,100	447,700
	91	293,100	344,400	391,000	415,600	448,200
	92	294,200	344,900	391,500	416,000	448,700
	93	295,300	345,400	392,000	416,400	449,100
	94	296,400	345,900	392,500	416,900	449,600
	95	297,500	346,400	393,000	417,400	450,100
	96	298,600	346,900	393,500	417,800	450,600
	97	299,600	347,400	393,900	418,200	451,100
	98	300,700	347,800	394,300	418,600	451,600
	99	301,800	348,300	394,800	419,000	452,100
	100	302,800	348,800	395,300	419,400	452,600
	101	303,700	349,300	395,800	419,800	453,100
	102	304,700	349,700	396,300	420,200	453,600
	103	305,600	350,200	396,800	420,600	454,100
	104	306,500	350,700	397,200	421,000	454,600
	105	307,400	351,200	397,600	421,400	455,100
	106	308,200	351,600	398,000	421,800	455,600
	107	309,000	352,000	398,400	422,200	456,100
	108	309,800	352,400	398,800	422,600	456,600
	109	310,400	352,800	399,200	423,000	457,100
	110	311,100	353,200	399,600	423,400	
	111	311,700	353,600	400,000	423,800	
	112	312,300	354,000	400,400	424,200	
	113	312,800	354,400	400,800	424,600	
	114	313,300	354,800	401,200	425,000	
	115	313,700	355,200	401,600	425,400	
	116	314,100	355,600	402,000	425,800	
	117	314,400	356,000	402,400	426,200	
	118	314,800		402,800		
	119	315,200		403,200		
	120	315,600		403,600		
	121	316,000		404,000		
	122	316,300		404,400		
	123	316,700		404,800		
	124	317,100		405,200		
	125	317,500		405,600		
	126	317,900		406,000		

	127	318,300		406,400		
	128	318,700		406,800		
	129	319,000		407,200		
	130	319,400		407,600		
	131	319,700		408,000		
	132	320,000		408,400		
	133	320,300		408,800		
	134	320,600				
	135	320,900				
	136	321,200				
	137	321,500				
	138	321,800				
	139	322,100				
	140	322,400				
	141	322,700				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 207,200	円 238,400	円 273,800	円 291,700	円 316,600

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「二十七万五千七百円」を「三十一万五千二百円」に改める。

第十三条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項各号を次のように改める。

一 前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）
一万五百円

二 前項第二号から第五号までに該当する扶養親族 六千円

第十四条第一項第二号中「前条第二項第三号」を「前条第二項第二号」に、
「第五号」を「第四号」に改める。

第十六条第一項第二号中「又はパートナーシップ関係の相手方」を「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」に改める。

第三十一条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に改め、同項ただ

し書中「百分の百十二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十」に、「百分の百十二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十三・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第三十二条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の六十」を「百分の五十七・五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の六十六・二五」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（第三十一条第二項及び第三十二條第二項及び第三項の改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（付則第四項から第六項までにおいて「第一条による改正後の条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

3 第一条の規定（第三十一条第二項及び第三項並びに第三十二條第二項及び第三

項の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

（令和六年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

4 令和六年四月一日から第一条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第一条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（施行日から令和七年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

5 施行日から令和七年三月三十一日までの間において、第一条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

6 第一条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（扶養手当に関する特例措置）

7 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第二条による改正後の条例」という。）第十三条第三項の規定の適用については、同項第一号中「一万五百円」とあるのは、「九千五百円」とする。

8 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における第二条による改正後の条例第十三条第三項の規定の適用については、同項第一号中「一万五百円」とあるのは、「一万円」とする。

9 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において、第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第十三条第二項第一号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第二条による改正後の条例第十三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の扶養手当を支給するものとする。

一 令和七年度 四千円

二 令和八年度 二千円

(委任)

10 付則第四項から第六項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

幼稚園教育職員に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第四十八号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「百分の百二十」を「百分の百三十」に改め、同項ただし書中「百分の百二・五」を「百分の百十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百三十」に、「百分の百三十」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十二・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十三・七五」に改める。

第三十条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十」を「百分の百四十」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に、「百分の百三十」を「百分の百四十」に、「百分の六十三・七五」を「百分の六十八・七五」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	206,300	285,200	326,500	359,500
	2	208,400	287,200	328,300	362,100
	3	210,600	289,100	330,200	364,700
	4	212,800	290,800	332,100	367,300
	5	215,200	292,900	334,000	369,900
	6	217,300	294,700	335,700	372,500
	7	219,500	296,100	337,800	375,000
	8	221,600	297,500	339,600	377,400
	9	224,100	299,300	341,500	379,800
	10	226,200	300,900	343,400	381,700
	11	228,500	302,600	345,400	383,600
	12	230,900	304,200	347,200	385,500
	13	233,000	305,600	349,100	387,700
	14	234,800	307,300	350,800	389,600
	15	236,500	309,100	352,800	391,400
	16	237,900	310,500	354,800	393,400
	17	239,400	311,900	356,800	395,500
	18	241,000	314,200	359,200	397,300
	19	242,200	316,500	361,700	398,900
	20	243,800	318,800	364,200	400,300
	21	245,000	321,100	366,700	402,000
	22	246,000	322,600	368,300	403,500
	23	247,200	324,500	370,200	404,900
	24	248,300	326,400	372,100	406,100
	25	249,600	328,200	373,900	407,400
	26	250,300	330,000	375,500	408,700
	27	251,600	331,600	377,300	410,000
	28	252,800	333,100	378,900	411,300
	29	254,100	334,900	380,500	412,400
	30	255,500	336,400	382,100	413,500
	31	256,500	338,000	383,700	414,600
	32	258,000	339,500	385,300	415,700
	33	259,300	341,200	387,000	416,800
	34	260,700	342,800	388,400	417,700
	35	261,900	344,500	389,900	418,700
	36	263,400	346,300	391,000	419,500

37	264, 600	347, 500	392, 000	420, 300
38	266, 000	349, 000	393, 200	421, 200
39	267, 200	350, 600	394, 300	421, 900
40	268, 600	352, 100	395, 100	422, 700
41	270, 200	353, 200	396, 000	423, 500
42	271, 400	354, 600	396, 900	424, 300
43	273, 000	356, 000	397, 900	425, 200
44	274, 500	357, 200	398, 700	426, 000
45	276, 100	358, 300	399, 400	426, 700
46	277, 700	359, 600	400, 000	427, 400
47	279, 200	360, 900	400, 800	428, 100
48	280, 800	362, 200	401, 500	428, 700
49	282, 000	363, 400	402, 300	429, 300
50	283, 500	364, 600	402, 900	430, 000
51	285, 000	365, 700	403, 600	430, 600
52	286, 400	366, 900	404, 400	431, 100
53	288, 200	368, 000	405, 100	431, 600
54	289, 500	369, 100	405, 900	432, 200
55	290, 900	370, 100	406, 700	432, 700
56	292, 600	371, 100	407, 400	433, 300
57	294, 500	372, 000	407, 900	433, 900
58	296, 400	372, 900	408, 600	434, 400
59	298, 400	373, 800	409, 200	435, 000
60	300, 400	374, 700	409, 900	435, 600
61	302, 500	375, 500	410, 500	436, 100
62	304, 000	376, 400	411, 100	436, 600
63	305, 800	377, 200	411, 700	437, 100
64	307, 600	377, 900	412, 300	437, 700
65	309, 600	378, 700	412, 800	438, 100
66	311, 200	379, 500	413, 300	438, 600
67	312, 900	380, 100	413, 900	439, 100
68	314, 500	380, 900	414, 500	439, 500
69	316, 300	381, 700	415, 100	440, 000
70	317, 900	382, 300	415, 600	440, 500
71	319, 500	383, 000	416, 200	441, 000
72	321, 100	383, 900	416, 800	441, 500
73	322, 600	384, 700	417, 300	441, 900
74	324, 200	385, 400	417, 900	442, 400
75	325, 800	386, 000	418, 400	442, 900
76	327, 400	386, 700	419, 000	443, 400

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	77	328,900	387,300	419,400	443,800
	78	330,400	387,900	419,900	444,200
	79	331,800	388,400	420,400	444,700
	80	333,200	389,000	420,900	445,200
	81	334,600	389,600	421,400	445,700
	82	336,000	390,100	421,900	446,200
	83	337,300	390,700	422,400	446,700
	84	338,500	391,300	422,900	447,100
	85	339,700	391,900	423,300	447,600
	86	341,000	392,500	423,700	448,000
	87	342,400	393,000	424,200	448,400
	88	343,600	393,600	424,700	448,800
	89	344,800	394,100	425,200	449,100
	90	346,000	394,500	425,600	449,400
	91	347,200	395,100	426,100	449,800
	92	348,300	395,600	426,600	450,200
	93	349,400	396,100	427,000	450,600
	94	350,400	396,600	427,400	451,000
	95	351,400	397,100	427,800	451,400
	96	352,400	397,600	428,200	451,800
	97	353,400	398,000	428,600	452,100
	98	354,300	398,400	428,900	452,400
	99	355,100	398,900	429,300	452,800
	100	355,800	399,400	429,700	453,200
	101	356,500	399,900	430,100	453,600
	102	357,200	400,400	430,500	
	103	357,900	400,900	430,900	
	104	358,400	401,400	431,300	
	105	359,000	401,900	431,600	
	106	359,500	402,400	432,000	
	107	360,000	402,900	432,400	
	108	360,600	403,400	432,800	
	109	361,300	403,800	433,100	
	110	361,800	404,200	433,500	
	111	362,300	404,700	433,900	
	112	362,800	405,200	434,300	
	113	363,300	405,700	434,600	
	114	363,800	406,100		
	115	364,300	406,500		
	116	364,800	406,900		

117	365, 200	407, 300		
118	365, 600	407, 700		
119	366, 100	408, 100		
120	366, 600	408, 500		
121	367, 100	408, 900		
122	367, 600	409, 200		
123	368, 100	409, 600		
124	368, 500	410, 000		
125	368, 900	410, 400		
126	369, 200	410, 800		
127	369, 600	411, 200		
128	370, 000	411, 600		
129	370, 300	411, 900		
130	370, 500			
131	370, 900			
132	371, 300			
133	371, 700			
134	372, 000			
135	372, 400			
136	372, 800			
137	373, 200			
138	373, 600			
139	374, 000			
140	374, 400			
141	374, 700			
142	375, 100			
143	375, 500			
144	375, 800			
145	376, 200			
146	376, 600			
147	377, 000			
148	377, 400			
149	377, 800			
150	378, 200			
151	378, 600			
152	379, 000			
153	379, 300			
154	379, 700			
155	380, 100			
156	380, 500			

	157	380,900			
	158	381,300			
	159	381,700			
	160	382,100			
	161	382,500			
	162	382,900			
	163	383,300			
	164	383,700			
	165	384,000			
	166	384,400			
	167	384,700			
	168	385,100			
	169	385,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 233,100	円 272,300	円 295,900	円 335,200

第二条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項各号を次のように改める。

一 前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）
万五百円

二 前項第二号から第五号までに該当する扶養親族 六千円

第十二条第一項第二号中「前条第二項第三号」を「前条第二項第二号」に、「第五号」を「第四号」に改める。

第二十七条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に改め、同項ただし書中「百分の百十二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十」に、「百分の百十二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十三・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第三十条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の六十」を「百分の五十七・五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の六十六・二五」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（第二十七条第二項及び第三十條第二項及び第三項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（付則第四項から第六項までにおいて「第一条による改正後の条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

3 第一条の規定（第二十七条第二項及び第三十條第二項及び第三項の改正規定に限る。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

（令和六年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

4 令和六年四月一日から第一条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、同条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第一条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給

は、人事委員会が定める。

（施行日から令和七年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

5 施行日から令和七年三月三十一日までの間において、第一条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

6 第一条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（扶養手当に関する特例措置）

7 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第二条による改正後の条例」という。）第十一条第三項の規定の適用については、同項第一号中「一万五百円」とあるのは、「九千五百円」とする。

8 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における第二条による改正後の条例第十一条第三項の規定の適用については、同項第一号中「一万五百万」とあるのは、「一百万」とする。

9 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において、第二条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条第二項第一号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第二条による改正後の条例第十一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の手当を支給するものとする。

一 令和七年度 四千万円

二 令和八年度 二千万円

（委任）

10 付則第四項から第六項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第四十九号

会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
第 一 条 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 （ 令 和 元 年 十 月 東 京 都
北 区 条 例 第 十 二 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 十 六 条 第 二 項 中 「 百 分 の 百 二 十 」 を 「 百 分 の 百 三 十 」 に 改 め る 。

第 十 六 条 の 二 第 二 項 中 「 百 分 の 百 十 二 ・ 五 」 を 「 百 分 の 百 二 十 二 ・ 五 」 に 改 め
る 。

第 三 十 条 第 二 項 中 「 百 分 の 百 二 十 」 を 「 百 分 の 百 三 十 」 に 改 め る 。

第 三 十 条 の 二 第 二 項 中 「 百 分 の 百 十 二 ・ 五 」 を 「 百 分 の 百 二 十 二 ・ 五 」 に 改 め
る 。

第 二 条 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 次 の よ う に 改
正 す る 。

第 十 六 条 第 二 項 中 「 百 分 の 百 三 十 」 を 「 百 分 の 百 二 十 五 」 に 改 め る 。

第 十 六 条 の 二 第 二 項 中 「 百 分 の 百 二 十 二 ・ 五 」 を 「 百 分 の 百 十 七 ・ 五 」 に 改 め
る 。

第 三 十 条 第 二 項 中 「 百 分 の 百 三 十 」 を 「 百 分 の 百 二 十 五 」 に 改 め る 。

第 三 十 条 の 二 第 二 項 中 「 百 分 の 百 二 十 二 ・ 五 」 を 「 百 分 の 百 十 七 ・ 五 」 に 改 め
る 。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

東京都北区議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第五十号

東京都北区議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区議会個人情報保護の保護に関する条例（令和五年三月東京都北区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第五十二条から第五十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。